

III 規程・要領

1 懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、(専)京都中央看護保健大学校学則(昭和58年4月1日施行)第29条及び同細則第13条の規定に基づき、学生の懲戒に關し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、懲戒の対象となる行為(以下「懲戒対象行為」という。)とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 刑罰法規に触れる行為
- (2) 試験等における不正行為
- (3) 人権侵害にあたる行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) その他、大学校の秩序を乱し、又は学生としてふさわしくない行為

2. この規程において「試験等」とは、成績評価の対象となる試験並びに課題等の提出物をいう。

(懲戒等の種類)

第3条 懲戒の内容は、次の各号に掲げる懲戒の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 戒告 文書により注意を与え、将来を戒めること
- (2) 停学 一定の期間又は期間を定めずに登校を停止させること
 - イ 有期の停学 1月間未満の停学で、確定期限を付すもの
 - ロ 無期の停学 1月間以上の停学で、確定期限を付きず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの
- (3) 退学 学生としての身分を失わせること

2. 懲戒を補完するものとして、次に掲げるものを定める。

- (1) 始末書 懲戒対象行為をした者が、事実関係を明らかにするとともに謝罪し、懲戒対象行為に至った自己の課題の反省と再発させないことを誓約するための書類

(懲戒の要否等の決定)

第4条 懲戒の要否及び懲戒の処分量定は、学生による原因行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえて、総合的に勘案して決定する。

- 2. 原因行為の悪質性の認否にあたっては、学生の主観的態様、行為の性質、当該行為に至る動機及び事後の対応等を勘案して判断する。
- 3. 前項において、過去に懲戒を受けた者による懲戒対象行為である場合は、より悪質性が高いものとみなす。
- 4. 結果の重大性の認否にあたっては、精神的損害を含めた人身損害の有無及びその程度、物的損害の有無及びその程度、当該行為が社会や大学校等に与えた影響等を勘案して判断する。

(懲戒の処分量定の標準例等)

第5条 懲戒の処分量定の標準例は、別表1のとおりとする。

2. 前項に定める標準例は、過去に懲戒を受けた者には加算することができる。

3. 本規程に基づき懲戒を決定するにあたっては、前2項による標準例を参照し、これに加え、第4条に定める状況を勘案して決するものとする。

(試験等において不正行為を行った者への対応)

第6条 試験等において不正行為を行った者に対しては別表1の基準を適用するほか、当該科目の評価を不能とする。

(懲戒対象行為の報告)

第7条 学生による懲戒対象行為が発生したと認められる場合は、当該学生が所属する学科長は、速やかに校長及び副校長に通報するとともに、懲戒対象行為に係る事実の存否及び周辺事情について調査を行い、その調査結果を校長及び副校長に報告しなければならない。

(事実関係の調査)

第8条 学科長又は学科長が指名した職員は、前条の調査にあたっては、適宜の方法によることができる。ただし、可能な限り、学生からの事情聴取を行い、また、学生に書面をもって事実を報告させるなどの方法を用いるものとし、いずれの方法による場合であっても、学生に弁明の機会を付与しなければならない。

2. 学生が刑事法上の身柄拘束等をされていることにより、事情聴取を行うことができない場合で、かつ、学科長が事情聴取の必要性を認めるときは、事情聴取が可能となるまでの間、前条の調査結果の報告を留保することができる。

(懲戒委員会)

第9条 校長は、第7条の規定により報告があった懲戒対象行為について、懲戒を検討する必要があると認めるときは、懲戒委員会を招集する。

2. 懲戒委員会は、校長、副校長、事務局長、学科長、事務部長で構成し、内容に応じて校長が必要と認める者を加えることができる。
3. 懲戒委員会は、第7条の報告、第8条の事実関係の調査（第5項の追加調査を含む。）に基づき、学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び懲戒の内容について審査する。
4. 審査では、学生が所属する学科の学科会議等の意見を参考とする。
5. 懲戒委員会は学科長に対して、学科長又は学科長が指名した職員が行った事実関係の調査及び調査結果について説明を求め、また、必要に応じて追加調査を求めることができる。
6. 懲戒委員会の審議に基づき、校長は、学生の懲戒について決定する。
7. 懲戒委員会の審査を経ずに懲戒処分を行うことはできない。

(懲戒処分の伝達)

第10条 校長は、懲戒処分を決定したときは、学生に対し、適宜の方法により懲戒処分通知書（様式第1号）を交付し、これをもって懲戒処分を行う。

(学科長等の指導)

第11条 懲戒委員会が学生による懲戒対象行為について、懲戒処分を要しない旨を判定した場合であっても、学科長等は、学生に対し、厳重注意、その他必要な指導を行うことができる。

(無期の停学の解除)

第12条 無期の停学の解除は、学生が所属する学科長からの申出により、校長が懲戒委員会を招集し、決定する。

2. 校長は、無期の停学の解除を決定したときは、学生に対して停学処分解除通知書（様式第2号）の交付し、これをもって処分を解除する。

(告示)

第13条 校長は、学生の懲戒処分を行ったときは、学生及び被害者等が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、処分年月日、懲戒の種類、事案の概要を懲戒処分告示（様式第3号）により別表2に掲げる期間大学校内に告示する。

(停学期間中の措置)

第14条 停学期間中の学生は、原則として、大学校の施設の利用及び教育課程の履修、課外活動ができない。ただし、学科長が教育指導上必要あると認めたときはこの限りではない。

2. 学科長等は、停学期間中の学生に対して、面談等により更生に向けた指導を適宜行う。

(始末書の徵取)

第15条 懲戒処分の有無に関わらず、懲戒委員会の審議対象となった行為（退学を除く。）を行った学生から校長宛の始末書を徵取する。

(不服申立て)

第16条 懲戒処分された学生は、懲戒処分の発効日から30日以内にその懲戒処分に対して不服の申立てを行うことができる。ただし、この期間内に不可抗力により不服の申立てをすることができない場合には、不服申立てができる事情が完了した日から起算して30日以内に不服を申立てすることができる。

2. 不服申立てをしようとする学生は、不服申立書を校長に提出しなければならない。

(不服審査委員会)

第17条 校長は、前条の不服申立てに基づき不服審査委員会を設置する。

2. 不服審査委員会の委員は、懲戒委員会に属さない5人をもって構成する。

3. 不服審査委員会が必要と認める場合は、弁護士等専門家の出席を求めることができる。

4. 不服審査委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行う。

5. 不服申立てをした学生は、書面で意見を述べ、資料を提供することができる。

6. 不服審査委員会は、懲戒処分内容が相当であると判断した場合は、不服申立ての却下を求める勧告を校長に行う。

7. 不服審査委員会は、懲戒処分内容が相当でないと判断した場合は、懲戒処分の取り消し又は変更を求める勧告を校長に行う。

(再審査)

第18条 校長は、前条第7項の勧告を受けた場合、懲戒委員会を再招集し、再審査を行う。

(証明書類等への記載の禁止)

第19条 大学校が作成する成績証明書、その他の証明書類に、懲戒の有無、学科長等の指導の有無及びその内容等を記載してはならない。

2. 学生の就職又は進学に際して、大学校の職員が作成する推薦書類、その他の書類に、懲戒の有無等を記載してはならない。

(守秘義務)

第20条 学生の懲戒に関する事項に関わった大学校の職員は、学生の懲戒に関して知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

2. 前項の規定は、職員が退職後も同様とする。

(雜 則)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
2. この規程の施行前に発生した学生による懲戒対象行為に対する懲戒の適用については、なお従前の例による。

附 則

1. この規程は、平成31年4月1日から施行する。(大学校内喫煙の追加、停学日数の考え方の定義)

附 則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。(懲罰を懲戒に変更)

附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

懲戒の処分量定の標準例

種類	事件事故	処分量定
犯罪行為	殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、誘拐、監禁、放火等の凶悪な犯罪行為	退学
	暴行、傷害、万引きその他の窃盗、横領、恐喝、詐欺、盗品等に関与する犯罪行為	退学
	麻薬、覚せい剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物犯罪行為(栽培、売買、不正所持、使用)	退学
	賭博行為	退学
	わいせつ行為(不同意わいせつを除く。)、性的姿態を撮影、記録、配信する等の犯罪行為、盗撮、窃視(のぞき見)、ストーカー行為(ストーカー行為等に係る情報提供を含む。)又はこれらに類する行為で法律又は条例において処罰の対象とされている行為	退学
	コンピュータ又はネットワークの不正利用による犯罪行為	退学
交通事故	危険運転、飲酒運転、無免許運転、妨害運転、最高速度違反、信号無視等悪質な交通法規の違反を伴う運転行為による死傷事故、ひき逃げ	退学
	飲酒運転、無免許運転、妨害運転、最高速度違反等法律において処罰の対象とされている運転行為	退学又は停学(無期)
試験の不正行為	替え玉受験等の悪質な不正行為	退学又は停学(無期)
	カンニング等の不正行為	停学又は戒告
	監督者の注意又は指示に従わなかった場合	停学又は戒告
提出物の不正行為	提出物におけるねつ造、改ざん、盗用	停学又は戒告
	提出物の書き写し、その提供	停学又は戒告
ハラスメント	セクシュアル・ハラスメント行為、アカデミック・ハラスマント行為等、相手方の意思に反した不適切な言動することにより、相手方に不快感や不利益を与える行為で、学習・研究又は生活の環境を悪化させる行為(執拗なSNS上のメッセージ送信を含む。)	退学、停学又は戒告
大学校の財産に対する不正	大学校の知的財産を故意に喪失させる行為(書籍を含む。)	退学、停学又は戒告
	大学校が管理する建造物への不法侵入、不正使用、占拠、損壊、失火(結果が重大なもの)	退学又は停学(無期)
	大学校の職員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束	退学又は停学(無期)
	大学校の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学又は停学(無期)
	大学校が管理する器物の損壊、汚損、失火(結果が軽微なもの)	停学又は戒告
飲酒喫煙	飲酒を強要し、健康被害等を生じさせた場合	退学
	20歳未満の者に対する飲酒、喫煙を強要、助長、黙認する行為	停学(5日間)
	20歳未満の者の飲酒、喫煙	戒告
	大学構内の飲酒、喫煙	停学(5日間)
SNS	名誉棄損、プライバシーの侵害、差別的表現など、他人を傷つけるようなSNSへの投稿	停学(無期)
	授業、実習、研修等で知り得た個人情報等のSNSへの投稿	停学(5日間)
	法律、道徳、倫理に反するSNSへの投稿	停学(3日間)
その他の非違行為	授業、実習、研修等で知り得た個人情報等の紛失又は不適切な取扱い	戒告
	人を教唆して事件事故を実行させた場合又は人の事件事故を帮助した場合	退学、停学又は戒告
	その他、法律や条例に違反し、他者の迷惑となるような行為	退学、停学又は戒告
	その他、大学校の信用を著しく失墜させる行為	退学、停学又は戒告

※1 停学の日数は、大学校が開校している日をもって数える。

※2 複数の種類に該当する行為については、いずれの処分量定も参酌する。

別表2（第13条関係）

処分内容	公示の期間	
戒告	大学校が開校している日の3日間	
停学	有期	大学校が開校している日で、停学期間と2日を合計した日数の期間 (ただし、最長7日間)
	無期	大学校が開校している日の7日間
退学	大学校が開校している日の7日間	

様式第1号（第10条関係）

京中看大発第〇〇-〇〇〇号

懲戒処分通知書

学籍番号 〇〇〇〇
学科名・年次
氏名 〇〇〇〇

（専）京都中央看護保健大学校学則第29条及び同細則第13条の規定により、
あなたを（処分内容）に処する。

[処分理由]

年　月　日
(専) 京都中央看護保健大学校
学校長 〇〇〇〇 印

【A4用紙タテ】

様式第2号（第12条第2項関係）

京中看大発第〇〇-〇〇〇号

停学処分解除通知書

学籍番号 〇〇〇〇
学科名・年次
氏名 〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付け京中看大発第〇〇-〇〇〇号で通知した停学処分については、
〇〇年〇〇月〇〇日付けで解除する。

年　月　日
(専) 京都中央看護保健大学校
学校長 〇〇〇〇 印

【A4用紙タテ】

様式第3号（第13条関係）

懲戒処分告知

学則第二十九条及び同細則第十三条の規定により、
次の学生を懲戒処分とした。

【A3用紙タテ】